株式交換に係る事前開示書面

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面）

2024 年 11 月 26 日

株式会社ＣＩＪ

2024年11月26日

株式交換完全親株式会社の事前開示事項
（会社法第７９４条第１項に定める書面）

神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号
株式会社ＣＩＪ
代表取締役社長　坂元　昭彦

株式会社ＣＩＪ（以下「当社」という。）は、2024年12月18日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社アドバンスソフト（以下「アドバンスソフト」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことといたしました。 本株式交換に関する会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

記

会社法第794条第１項に定める事項

本株式交換契約の内容

詳細は、別紙１「株式交換契約書」のとおりです。

その他法務省令で定める事項（会社法施行規則第193条）

１．会社法第768条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

１．１　本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	株式会社アドバンスソフト （株式交換完全子会社）
株式交換比率	1	11,437
株式交換により交付する株式数	当社普通株式：457,480株（予定）	

（注１）株式交換比率

当社は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生じる日の前日の最終のアドバンスソフトの株主名簿に記載又は記録されたアドバンスソフトの株主に対し、アドバンスソフトの普通株式１株に対して、当社の普通株式11,437株の割合をもって、割当て交付します。ただし、当社が保有するアドバンスソフトの株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、この株式交換比率は、算定の根拠となる事項に重大な変更が生じた場合、両社協議の上変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付する株式

本株式交換に伴う当社株式の交付にあたっては、当社が保有する自己株式を充当する予定です。

１．２　本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

（１）割当ての内容の根拠及び理由

当社及びアドバンスソフトは、本株式交換比率の検討に際し、第三者算定機関の算定結果及び両社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を行ったうえ本株式交換比率を決定いたしました。

（２）算定に関する事項

①算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社及びアドバンスソフトは、本株式交換の株式交換比率についてその公平性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関である株式会社青山トラスト会計社（以下、「青山トラスト」という。）に両社の株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼し、算定書を取得いたしました。なお、青山トラストは当社及びアドバンスソフトの関連当事者には該当せず、両社との間で重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を用いて算定いたしました。算定基準日を 2024 年 11 月 22 日として、当社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間における株価終値単純平均値（１ヶ月間：425 円、３ヶ月間：422 円、６ヶ月間：436 円）を基に算定しております。

非上場会社であるアドバンスソフトの株式価値については、類似会社比較法及び DCF 法を用いて算定いたしました。類似会社比較法においては、アドバンスソフトの主要事業であるソフトウェア開発事業を営んでいる国内上場会社のうち、同社と事業規模の類似性を考慮した５社を抽出し、EV／EBITDA 倍率を用いて算定しております。DCF 法においては、アドバンスソフトが作成した 2025 年６月期から 2029 年６月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本組織再編の実施を前提として作成しております。

上記各方式において算定された両社の普通株式１株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

	当社	アドバンスソフト
市場株価法	422 円～436 円	－
類似会社比較法	－	4,511 千円～5,607 千円
DCF 法	－	4,877 千円～5,542 千円

２．会社法第 768 条第１項第４号及び第５号に掲げる事項

該当事項はございません。

３．株式交換完全子会社に関する事項

（１）アドバンスソフトの最終事業年度に係る計算書類等

詳細は、別紙２「株式会社アドバンスソフト　決算報告書」のとおりです。

（２）アドバンスソフトの最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担、その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

４．株式交換完全親会社に関する事項

該当事項はございません。

５．株式交換完全親株式会社の債務の履行の見込みに関する事項

該当事項はございません。

以上

別紙１

株式交換契約書

株式会社ＣＩＪ（以下「甲」という。）及び株式会社アドバンスソフト（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条　（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の称号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社ＣＩＪ

住所：神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号

(2) 乙（株式会社完全子会社）

商号：株式会社アドバンスソフト

住所：愛知県名古屋市中区錦二丁目３番４号　名古屋錦フロントタワー

第3条　（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024 年 12 月 18 日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条　（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（甲を除く。以下本条にて同じ。）に対して、乙の株式に代わり、その有する乙の株式の数の合計に 11,437 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 11,437 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前 2 項の規定に従い甲が各本割当対象株主に対し割り当てる甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第5条　（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則等の定めに従って、甲が定める。

第6条　（本契約の承認に係る株主総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定に従い、甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲と乙は、甲の株主総会の開始時期を効力の上、効力発生日の変更を行うものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得る。

第7条　（事業の運営等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意のうえ、これを行う。

第8条　（本株式交換の条件変更及び解除）

1. 本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本締結日から効力発生日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に履行を催告の上、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
3. 甲及び乙は、次条第 1 号ないし 4 号に定める場合のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、相手方に催告することなく、本契約を解除することができる。

第9条　（本契約の効力）

本株式交換の効力は、本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

(1) 第 6 条第 1 項ただし書の規定に基づき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、基準時までに、甲の株主総会において本契約又は本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合

(2) 基準時までに、第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会において、本契約又は本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が 得られなかった場合
(3) 基準時までに、本株式交換について、法令に基づき、必要な関係 官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出手続が完了しない場合
(4) 前条の規定に従い、本契約が解除された場合

第10条 （本契約上の地位等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方当事者の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第11条 （手続の履行）

1. 甲及び乙は、本株式交換を適法かつ有効に行うために必要な手続を履践しなければならない。
2. 甲および乙は、本件株式交換の効力発生後、必要に応じ、登記手続を行う。

第 12 条 （管轄裁判所）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所又は横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条 （協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

以上の合意を証するため、本契約書を２通作成し、記名押印のうえ、各当事者１通を所持する。

2024 年 11 月 25 日

甲： 神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号
株式会社ＣＩＪ
代表取締役 坂元 昭彦

乙： 愛知県名古屋市中区錦二丁目３番４号
名古屋錦フロントタワー
株式会社アドバンスソフト
代表取締役 尾関 なぎさ

別紙２

決　算　報　告　書

第 24 期

自 令和 5年 7月 1日

至 令和 6年 6月30日

株式会社　アドバンスソフト

愛知県名古屋市中区錦二丁目3番4号
名古屋錦フロントタワー

貸　借　対　照　表

（単位：円）

株式会社　アドバンスソフト　　令和 6年 6月30日 現在

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
【流動資産】		【流動負債】	
（現金・預金）		未払　費用	28,788,478
現　金	29,597	預　り　金	1,420,940
預　金	268,137,477	未払法人税等	18,924,900
定期　積金	10,000,000	未払事業税等	8,329,600
現金・預金 計	278,167,074	未払消費税等	12,941,000
（売上債権）		流動負債　計	70,404,918
売　掛　金	48,657,841	【固定負債】	
貸倒引当金	△291,947	長期借入金	38,324,000
売上債権 計	48,365,894	役員等借入金	4,201,579
（有価証券）		固定負債　計	42,525,579
有価　証券	8,545,392	**負債の部合計**	112,930,497
有価証券 計	8,545,392	**純　資　産　の　部**	
（その他流動資産）		【株主資本】	
前払　費用	1,915,937	資　本　金	10,000,000
立　替　金	4,096,900	（利益剰余金）	
未収入　金	1,702,776	［その他利益剰余金］	
貸倒引当金	△35	繰越利益剰余金	330,376,523
その他流動資産　計	7,715,578	利益剰余金　計	330,376,523
流動資産合計	342,793,938	株主資本　計	340,376,523
【固定資産】		**純資産の部合計**	340,376,523
（有形固定資産）			
建　物	7,124,912		
建物付属設備	3,409,395		
車両運搬具	10,548,258		
工具器具備品	2,930,227		
土　地	448,400		
有形固定資産　計	24,461,192		
（無形固定資産）			
電話加入権	112,221		
ソフトウェア	163,334		
無形固定資産　計	275,555		
（投資等）			
会　員　権	11,952,000		
投資有価証券	817,200		
出　資　金	10,374,657		
差入保証金	1,800,000		
敷　金	12,680,800		
保険積立金	10,398,165		
配当積立金	307,497		
長期前払費用	37,424,696		
預　託　金	21,320		
投資等　計	85,776,335		
固定資産合計	110,513,082		
資産の部合計	453,307,020	**負債・純資産の部合計**	453,307,020

損　益　計　算　書

（単位：円）

株式会社　アドバンスソフト　　自 令和 5年 7月 1日　至 令和 6年 6月30日

【売上高】		
売　上　高	445,796,974	
売上値引高	△4,302	
売上高　計		445,792,672
【売上原価】		
期首商品・製品棚卸高	0	
当期商品仕入高	0	
合　計	0	
期末商品・製品棚卸高	0	
売上原価　計		0
売上総利益		445,792,672
【販売費一般管理費】		
販売費・一般管理費計	343,473,437	
営業利益		102,319,235
【営業外収益】		
受取　利息	1,850	
受取配当金	12,400	
有価証券評価益	452,700	
雑　収　入	22,900,714	
営業外収益　計	23,367,664	
【営業外費用】		
支払　利息	347,265	
営業外費用　計	347,265	
経常利益		125,339,634
【特別利益】		
固定資産売却益	2,952,140	
貸倒引当金戻入額	87,740	
特別利益　計	3,039,880	
【特別損失】		
特別損失　計	0	
税引前当期利益(損失)		128,379,514
法人税及び住民税		35,812,213
当期 利益　(損失)		92,567,301

販売費及び一般管理費内訳書

（単位：円）

株式会社　アドバンスソフト　　自 令和 5年 7月 1日　至 令和 6年 6月30日

給料　手当	145,321,554
役員　報酬	34,920,000
賞　　与	52,731,630
法定福利費	24,573,766
福利厚生費	12,545,303
教育研修費	3,880,514
通　信　費	1,518,828
荷造　運賃	32,913
水道光熱費	901,334
旅費交通費	23,238,387
広告宣伝費	4,899,720
接待交際費	1,708,985
会　議　費	1,687,726
備品消耗品費	3,608,408
新聞図書費	61,116
修　繕　費	926,872
賃借料	53,730
地代　家賃	16,326,824
車両燃料費	76,196
保　険　料	6,123,477
損害保険料	946,220
租税　公課	174,440
諸　会　費	295,384
リース　料	285,720
支払手数料	395,870
減価償却費	4,139,605
貸倒引当金繰入	11
雑　　費	2,098,904
販売費・一般管理費計	343,473,437

株主資本等変動計算書

（単位：円）

株式会社　アドバンスソフト　　自 令和 5年 7月 1日　至 令和 6年 6月30日

	株主資本										評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計			
			資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金							
						別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	10,000,000	0	0	0	0	0	237,809,222	0	0	247,809,222	0	0	247,809,222
当期変動額													
新株の発行													
自己株式の取得													
自己株式の処分													
剰余金の配当													
別途積立金の積立													
別途積立金の取崩													
当期純利益							92,567,301			92,567,301			92,567,301
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													
当期変動額合計	0	0	0	0	0	0	92,567,301	0	0	92,567,301	0	0	92,567,301
当期末残高	10,000,000	0	0	0	0	0	330,376,523	0	0	340,376,523	0	0	340,376,523

株式会社アドバンスソフト　　個別注記表

1．　この計算書類は、中小企業の会計に関する基本要領によって作成しています。

2．　重要な会計方針

（1）　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

（ア）　時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）によっております。

（イ）　時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

（2）　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

法人税法の規定に基づく定率法又は旧定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については法人税法の規定に基づく旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を含む）については定額法を採用しております。
なお、平成15年4月1日以後に取得した取得価額30万円未満の資産については、取得時に費用処理しております。

②　無形固定資産

法人税法の規定による定額法によっております。

（3）　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。

②　賞与引当金　　賞与支給規程がないため計上しておりません。

③　退職給付引当金　　退職給与規程がないため計上しておりません。

（4）　収益及び費用の計上基準

収益は実現主義、費用は発生主義により収益費用対応原則に基づいて計上しております。

（5）　その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

①　リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

②　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

３．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	前期末株式数	当期末株式数	摘　　要
発行済株式			
普通株式	200	200	
合　　計	200	200	

４．　その他の注記

（１）　有形固定資産の減価償却累計額　　9,204,993　円